

答申

第1 審査会の結論

実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、次に掲げる部分を除き開示すべきである。

- 1 誤記等により改めて切符を作成し違反者に交付された場合における当該切符の切符番号（以下「交付された切符番号」という。）
- 2 個人の年齢、身体的状況等に係る記述
- 3 違反を告知するに至らなかった理由に係る記述

第2 質問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成26年2月25日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「違反告知を取り消した際の決裁書類（平成23年7月以降分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成26年3月6日、実施機関は、文書の特定に不備があるとして、審査請求人に対し補正を求める通知を行った。

平成26年3月11日、審査請求人は、請求する文書の名称等を「○対象年月 平成23年7月分から平成25年12月分まで ○対象所属 本部：交通指導課、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊 警察署：奈良、高田、香芝」とする補正を行った。

2 実施機関の決定

平成26年5月1日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

交通（反則）切符返納書（平成23年7月から同年12月までの間に作成されたもの。対象所属：交通指導課、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、奈良警察署、高田警察署、香芝警察署）

（2）開示しない部分

- ア 決裁枠の印影の一部
- イ 交通反則切符番号欄の一部及び被疑者氏名欄の一部
- ウ 返納理由欄の一部

(3) 開示しない理由

ア (2) のア

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。

イ (2) のイ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

ウ (2) のウ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第4号に該当

道路交通法違反取締りに関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

道路交通法違反取締りに関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年6月4日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定を取り消し、不開示とした部分のうち返納理由欄（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求める審査請求を行った。

なお、他の不開示部分は、審査請求の対象となっていない。

4 諒問

平成26年6月19日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、非開示とした部分のうち返納理由欄（奈良県情報公開条例第7条第2号に該当する部分を除く。）を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

奈良県情報公開条例第7条第4号及び第6号に規定されている「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるが、この件についての理由付記がされていないため。

第4 質問実施機関の説明要旨

質問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件対象文書について

交通（反則）切符返納書（以下「切符返納書」という。）は、道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式（交通切符）の実施について（昭和43年6月例規第16号）、交通反則通告制度の実施について（昭和43年6月例規第17号）及び点数切符の運用要領の制定について（昭和60年11月13日例規第30号）に基づき警察官等が作成した交通（反則）切符及び点数切符（以下「交通切符等」という。）のうち、誤記、汚損等の理由により所属長が警察官等から返納を受けた交通切符等1か月分を取りまとめ、交通指導課に返納する際に作成する行政文書で、返納切符1件ごとに切符番号、被疑者氏名及び返納理由を記載している。

本件対象文書については、交通指導課、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、奈良警察署、高田警察署及び香芝警察署から交通指導課に送付された切符返納書のうち平成23年7月分から平成23年12月分の切符返納書である。

(2) 返納理由欄の条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号には、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、不開示とすることを定めている。

条例第7条第2号にいう個人に関する情報とは、個人の内心の秘密に関する情報、個人の経歴又は社会的活動に関する情報、個人の財産に関する情報、個人の心身の状況に関する情報、個人の私生活に関する情報その他個人との関連性を有する全ての情報を意味し、具体的には、思想、信条、学歴、収入、病歴、家族関係その他一切の個人情報をいう。

第2号条文中にある「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」の「その他の記述等」とは、公安委員会・県警察における情報公開条例審査基準（平成14年3月28日制定。以下「審査基準」という。）において、住所、電話番号、役職名、個人別に付された

記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号）等が挙げられており、また、当該情報に含まれる氏名以外の記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も含まれるとされている。

イ 本件対象文書の返納理由欄には返納理由のほか、改めて作成し違反者に交付した切符番号が記載されている。

この違反者に交付した切符の番号は上記に掲げる個人別に付された記号、番号そのものであり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、なお違反者個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第7条第2号に該当するとして不開示としたものである。

また、返納理由欄に新たな切符番号が記載されていない返納切符及び被疑者氏名欄が空白である返納切符の返納理由欄については、対象者の面前で交通（反則）切符を作成しかけたが取調べを進めた結果、交通切符等の適用外であったり、切符処理には至らないと判断されたことなどにより返納された切符の返納理由が記載されている。本件決定では、本件対象文書の返納所属及び返納年月が開示されていることからこれら情報を公にすると、事情を承知している対象となった本人が自己の情報が記載されていることに気づくなど、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第7条第2号に該当するとして不開示としたものである。

(3) 返納理由欄の条例第7条第4号、第6号該当性について

ア 条例第7条第4号の趣旨は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行など刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に係る情報について、公にすることにより、これに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは審査基準において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味するものであるが、道路交通法（昭和35年法律第105号）違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報も対象となるとされている。

イ 条例第7条第6号の「事務又は事業に関する情報」については、県、国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、条例第7条第6号に例示されているもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとされている。

また、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来同種の事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものについても該当する。

「事務又は事業に関する情報」について、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

のあるもの」が例示されているが、ここでいう「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」について審査基準では「違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。」としている。

ウ 本件対象文書の返納理由欄には違反を告知するに至らなかった理由等が記載されており、これを開示すると指導警告にとどまる範囲内での違法な行為を助長するおそれがあるほか、違反者が取締りを不当に免れるため、自己に都合が良いように違反事実をわい曲することなどが予想される。この結果、検挙の対象とならない交通違反が増加し、道路交通における公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼし、また、交通取締りにおける適正かつ公正な判断の前提となる事実確認が困難になり法令違反行為や法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり巧妙に行うことにより隠蔽をするなど、適正な交通取締り業務に大きな支障を及ぼすおそれがあることから条例第7条第4号及び第6号に該当するとして不開示としたものである。

(4) 不開示の理由説明について

ア 審査請求人は、「奈良県情報公開条例第7条第4号及び第6号に規定されている「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるが、この件についての理由付記がされていない。」と主張する。

審査基準において条例第7条第4号に該当する情報は、その性質上、開示・不開示の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。したがって、「実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」と規定することにより、本号該当性については、司法審査の場において、実施機関の第一次的判断が尊重され、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断することなるとされている。

また、同号にいう「支障を及ぼすおそれのある情報」については、行政文書非開示処分取消請求事件に係る仙台地方裁判所判決（平成21年3月3日、平成19年（行ウ）第4号）で「「支障が生ずるおそれのある情報」とは、社会通念に照らし、類型的にみてそのようなおそれがある情報といい得ることをもって足りるというべきである。この点、原告は、「支障が生ずるおそれのある情報」とは「おそれ」が主観的・抽象的に認められるだけでは不十分であり、「おそれ」が客観的・具体的に認められることが必要であると主張するが、採用することはできない。」としている。

イ 条例第7条第6号の解釈基準については、奈良県懲戒文書非公開処分取消請求事件に係る奈良地方裁判所判決（平成14年4月17日、平成10年（行ウ）第11号。以下「奈良地裁判決」という。）で「県又は国等が行う事務事業の内容及び性質からみて、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれ、又は

公正かつ円滑な執行ができなくなるなど、県民全体の利益を著しく損なうこととなるおそれがある情報は、非開示とすることを定めたものである。そして、上記「おそれ」については、事柄の性質上、当該非開示部分を開示することにより、実際に事務に著しい支障が発生したなどと実証的に証明されなければならないものではなく、一般的の社会通念として、そのような「おそれ」があるものと想定されれば十分であると解すべきである。」としている。

ウ 条例第11条には開示請求に対する措置が定められており、同条第3項において不開示決定又は一部開示決定をした場合、その理由を開示等決定通知書に記載することを実施機関に義務付けている。

理由の記載については、奈良地裁判決で「公文書の非開示決定を通知する書面に付記すべき理由としては、単に非開示事由として列挙された条文を示すのみでは足りないが、これとともに、条文のうちの該当部分を示して理由を記載すれば足りるというべきである。」としている。

本件決定を通知した行政文書一部開示決定通知書には、開示する行政文書の名称欄に対象となる文書名を、別紙に開示しない部分及びその理由を記載しており、開示しない理由として根拠となる条文及びその理由を明記している。本件行政文書は一部開示決定がなされていることから、審査請求人において、どの文書のどの部分が不開示となっているかを確認することができ、当該部分を不開示とした理由説明文を併せると、実施機関が開示請求者に説明すべき理由付記は十分なされているものと判断する。

(5) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が妥当と考える。

2 口頭理由説明

(1) 返納理由欄には切符番号が記載されることがあるが、違反者に交付した後は、それぞれの違反ごとの固有番号となり、例えば、違反者に送付する反則金の納付書、通知はがき又は出頭通知書等に記載する等、処分に係る手続においても使用するものであり、違反者個人を特定できる情報である。また、同乗者の情報についても、返納書に記載されている日付や警察署、違反の内容等と合わせることで、当事者が自己の情報が開示されていることに気づくなど、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

(2) 返納理由には、一旦停止を求めながら違反を告知するに至らなかつたようなものが含まれており、これを開示すると、このようにすれば言い逃れができるというような誤解を広め、捜査や交通取締り行政上支障を招くおそれがある。これらの情報を積み重ねることで違反逃れを助長する部分もあり、部分ごとの開示不開示の判断にはなじまないと考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、警察官が、交通取締りを行う際に交通切符等について、誤記、汚損等の理由により所属長に返納したものを、当該所属長が、1か月分を取りまとめ、奈良県警察本部長（交通部交通指導課）に返納する際に作成する行政文書で、返納元の所属長名、返納された交通切符等に係る切符番号、被疑者氏名及び返納理由等が記載されている。

3 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号、第4号又は第6号に該当すると主張しているので、以下検討する。

（1）条例第7条第2号、第4号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除

外することとしている。

同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」(前段)、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(後段)を不開示情報とする旨規定している。

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第7条第2号該当性について

諮問実施機関は、本件不開示情報については、条例第7条第2号に該当すると主張している。

不開示とされた返納理由欄には、交通切符等の返納理由が記載されており、また、誤記等により改めて切符を作成し違反者に交付された場合は、交付された切符番号が併せて記載されている。

返納理由については、誤記、汚損その他の返納に至った理由が記載されているが、この一部に、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に定める除外規定に該当する旨が返納理由として記載されているものがあり、その要件を満たすことを示す個人の年齢、身体的状況等に係る記述が認められる。

当該記述は、これのみでは直ちに違反者等を識別できるものではないが、本件決定により既に開示されている返納元の所属名及び返納年月と照らし合わせると、当該違反者等の知人等、一定の範囲の者には、当該違反者等を特定できるおそれがあることは否定できない。このことから、当該記述は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。また、当該記述は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

したがって、当該記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

返納理由のうち、上記の記述以外の記述について、諮問実施機関は、当該記述を公にすることにより事情を承知している本人が自己の情報が記載されていることに気づくなど、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第7条第2号本文後段に掲げる情報に該当すると主張しているが、違反者等が自己の情報が記載されていることに気づくことがあったとしても、これをもって当該違反者等の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、返納理由のうち、個人の年齢、身体的状況等に係る記述以外の記述は、条例第7条第2号に該当しない。

次に、交付された切符番号については、交通切符等ごとにあらかじめ付された通し番号が切符返納書に転記されたものであるが、諮問実施機関の説明によると、違反者に交付した後は、それぞれの違反者ごとの固有番号となり、例えば、違反者に送付される反則金に係る納付書、通知はがき又は出頭通知書に記載される等、処分に係る手続において使用されることである。

そうすると、交付された切符番号は、単なる通し番号ではなく、処分に係る手続において、違反者本人であることの真正性を担保する機能を持つ情報であるといふことができる。

したがって、交付された切符番号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であると認められ、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。また、交付された切符番号は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

したがって、交付された切符番号は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 条例第7条第4号及び第6号該当性について

諮問実施機関は、本件不開示情報のうち、違反を告知するに至らなかつた理由に係る記述については、公にすることにより、指導警告にとどまる範囲内での違法な行為を助長する等により、検挙の対象とならない交通違反が増加し、道路交通における公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼす等のおそれがあることから条例第7条第4号及び第6号に該当すると主張している。

交通取締りの現場においては、相手方が様々な手段を用いて取締りを逃れようとする状況が想定されるところであり、当該記述が公にされることにより、これらの者に有意な情報を提供することになるおそれは否定できず、道路交通における公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼす等のおそれがあると認められる。

したがって、当該記述は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

しかし、本件不開示情報のうち、例えば、罰条の誤記、汚損を返納理由として記載したもの等、違反を告知するに至らなかつた理由に係る記述以外の記述については、これを公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるとは認められないことから、条例第7条第4号に該当しない。また、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第6号にも該当しない。

ウ まとめ

以上のことから、本件不開示情報のうち、交付された切符番号、個人の年齢、身体的状況等に係る記述及び違反を告知するに至らなかつた理由に係る記述を除くその余の部分については、条例第7条第2号、第4号及び第6号のいずれにも

該当せず、開示すべきである。

(3) 本件決定に係る理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

本件決定に係る理由付記について、審査請求人は、条例第7条第4号及び第6号に規定されている「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるところ、本件決定においては、十分な理由付記がされていないと主張している。

この点、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書には、不開示情報が「道路交通法違反取締りに関する情報」であると記載され、また、本件不開示情報を開示することにより「交通違反の助長又は誘発につながるおそれがある」等の不開示理由が記載されており、理由付記の際には不開示情報の内容が明らかにならない限度において記載する必要があることを考慮すると、本件決定に係る理由付記は、取り消さなければならないほどの不備があるとは言えない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 26 年 6 月 19 日	・ 質問実施機関から質問を受けた。
平成 26 年 7 月 24 日	・ 質問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 28 年 3 月 11 日 (第 193 回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成 28 年 4 月 28 日 (第 194 回審査会)	・ 質問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成 28 年 5 月 26 日 (第 195 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成 28 年 6 月 23 日 (第 196 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成 28 年 7 月 28 日 (第 197 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成 28 年 8 月 31 日 (第 198 回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成 28 年 9 月 26 日	・ 質問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し お 以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ほ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	
みなみがわ あきひろ 南川 啓弘	大阪学院大学法学部・法学研究科教授 (行政法)、弁護士	会長